

文教はぐくみ委員会要求資料

令和6年2月  
文化市民局

東吉祥院公園の暫定利用を認めたことがわかる資料について

別紙のとおり

公園施設<sup>占</sup>使用許可申請書

昭和52年3月31日

京都市長 舩橋 求己 殿

京都市教育委員会

教育長 城守 昌

(担当 整備課 TEL 222-3794)

下記のとおり、公園施設を使用したいので許可下さるよう申請します。

公園施設の名称	東吉祥院運動公園
使用目的	市立塔南高等学校運動場
使用期間	昭和52年4月1日 ~ 昭和57年3月31日
使用料	免除
公園施設の種類 及び数量	10,125 m <sup>2</sup>
その他	---

発教整第111号

昭和52年3月31日

文化観光局長 殿

教育委員会

教育長 城守昌



運動公園の使用許可について

市立中・高等学校運動場としての運動公園使用に  
つきまして平素格別のご配慮をいただきありがとうございます。10  
ございます。

教育委員会では現在運動公園を借用している学校の  
運動場確保等の問題解決のため努力を重ねております  
が、学校の近辺に空地がなく、また、市周辺部における  
児童生徒の急増に伴う、学校新設等が急かれ予算的<sup>15</sup>  
にも用地確保は困難なのが現状です。

貴局におかれましては、このような実情をご配慮いた  
だき運動公園の使用について今後共よろしくおとり  
計らい下さるようお願い致します。

尚、本年度より5年間の使用については別紙申請書<sup>20</sup>  
を提出しますので、よろしくおとり計らい下さい。

5

10

15

No.

京都市1号用紙(B5)

第12号様式

京都市指令才 号

住所京都市教育委員会  
氏名教育長 城守昌二殿

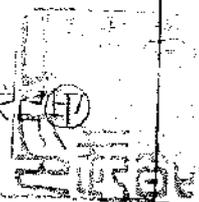
### 公園占用許可証

昭和52年 3月 3 / 日付申請の公園の占用を下記の  
とおり許可する。

52年 4月 / 日

京都市長 船橋求

記



1 占用の場所	東吉祥院運動公園
2 占用物件の 種類及び構造	1カ所
3 占用の面積又は数量	10.125 m <sup>2</sup>
4 占用の目的	市立塔南高等学校運動場
5 許可の期間	昭和52年 4月 / 日から 昭和57年 3月 / 日まで
6 占用物件の 管理方法	申請者が維持管理を行はう
7 公園の復旧方法	京都市林池沼の指示は、申請者の行はう
8 使用料	免除
9 許可の条件	別紙のとおり

(5).5.24 (2.15)  
李淳君

## 東吉祥院運動公園

### 許可の条件

1 占用期間中公園施設の維持管理及び整備並に運営については、教育委員会又は学校長を管理責任者とする。

2 占用物件については、常に善良な管理とし、公園施設が荒廃することのないよう万全を期すこと。

3 占用面積を厳守すること。

4 有料運動公園として一般に供用していただく施設であるので、市民体育振興の場の社会体育の場として、毎月2回（日曜日・祝日・休日）開放することとし、元来の使用承認については、学校長が使用者に対して承認をするものとする。

5 その他、京都市都市公園条例並に同施行規則を守ること。